



令和5年度（2023年度）

第 3 回 定 例 庁 議

令和5年5月10日(水)午前8時30分～
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

2 報告事項

- (1) 実施計画第54号の策定について……………（総合戦略局・財政部）
- (2) 「松本観光コンベンション協会あり方検討会議」から一般財団法人松本観光コンベンション協会への提言の報告について……………（文化観光部）
- (3) まつもと市民芸術館「芸術監督制」について……………（文化観光部）
- (4) 松本市アルプス公園自然活用実行会議からの提言について……………（建設部）
- (5) 移住推進の取組みについて……………（住民自治局）
- (6) 令和4年度のごみ量等について……………（環境エネルギー部）

庁 議 日 程 に つ い て

| | | |
|---------|----------|--------|
| 第4回定例庁議 | 5月22日(月) | 8時30分～ |
| 第5回定例庁議 | 6月5日(月) | 8時30分～ |

| |
|-----------|
| 庁議資料 |
| 5. 5. 10 |
| 総合戦略局・財政部 |

(報告事項)

実施計画第54号の策定について

1 趣旨

第11次基本計画を推進し、基本施策の目標を達成するため、令和6年度から3年間で取り組む事業をとりまとめる実施計画第54号を策定するものです。

2 策定の考え方

- (1) 第11次基本計画の基本施策に掲げる成果目標の達成を目指します。
- (2) 総合戦略会議での議論を踏まえ、「5つの重点戦略（人口定常化、新交通、市街地活性、ゼロカーボン、DX）」の推進に取り組みます。
- (3) 統計データなどを活用し、客観的根拠に基づく、具体的な事業立案を目指します。
- (4) 「行政評価」等に基づく、事業の見直しや改善の機会とします。
- (5) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、持続可能性の視点を持った計画とします。

4 策定事業

- (1) 対象事業は、政策的経費事業です。
- (2) 次に掲げる事業は、実施計画対象外です。
 - ア 政策的議論を伴わない修繕・営繕、備品購入・更新などの事業
 - イ 枠配当的な建設事業
 - ウ ハード事業のうち、廃止（解体）事業
 - エ 職員配置に関する事業
 - オ 個別施設計画で事業計画に未記載の事業
 - カ 県大会規模までの各種大会開催事業

5 策定方法

当計画から事業計画書は、新財務会計システムにより作成することとします。新財務会計システムへの入力方法については、マニュアルを作成の上、別途開催する庶務担当係長会議において周知します。

6 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------|----------|
| 5. 29 | 庶務担当係長会議 |
| 6. 1 | システム入力開放 |
| 23 | 計画書提出締切 |
| 26～ | 担当者ヒアリング |
| 8. 17～25 | 部局長ヒアリング |
| 10. 上旬～ | 二役ヒアリング |

7 その他

- (1) 総合戦略会議での議論を踏まえ、担当部局での更なる検討の下、実施計画を策定するとともに、各部局長において、事前に内容を精査してから提出してください。
- (2) 5つの重点戦略は、全庁一丸となって取り組む最重要施策であることから、主管部局のみならず部局横断の取組みとして、計画立案を進めてください。
- (3) 市単独補助制度の新設・拡充に当たっては、原則、従来制度の廃止・縮小を行ってください。
- (4) 事務事業の見直しを積極的に行い、5つの重点戦略及び第11次基本計画の主要事業に取り組む財源を確保してください。
- (5) 今年度中に早期に取り組むべき事業については、速やかに検討を行い、別途協議してください。

| |
|-----|
| 担 当 |
|-----|

| | | | | |
|-------|----|----|----|-----------|
| 総合戦略室 | 次長 | 藤井 | 昌浩 | (内線 1115) |
| 財政課 | 課長 | 池上 | 浩平 | (内線 1340) |

(報告事項)

「松本観光コンベンション協会あり方検討会議」から
一般社団法人松本観光コンベンション協会への提言の報告について

1 趣旨

一般社団法人松本観光コンベンション協会（以下、「協会」という。）の今後の方向性を具体化する「松本市の観光振興を推進する官民連携のあり方と松本観光コンベンション協会の組織見直しに関する提言（以下、「提言」という。）」がまとまり、市長へ報告されましたので、その内容について報告するものです。

2 経過

4. 6 市議会6月定例会において上條敦重議員から「協会の役割や機能を根本的に見直すべきではないか」との一般質問があり、市長から「現状の役割や機能を見直す必要がある。新たな官民連携のあり方について幅広い議論が必要である」と答弁

10 松本コンベンション協会あり方検討会議（以下、「あり方検討会議」という。）を設置（事務局：松本市、協会）

協会理事会で「あり方検討会議の進め方の方針」を承認

～5. 2 あり方検討会議を5回開催し、協会の現状と課題、使命と役割分担、DMO化の動き、組織の見直しの方向性等を議論

5. 3 協会理事会総会において提言内容を承認
あり方検討会議が市長へ提言書を報告

3 提言の概要（見直しの方針）

「協会が、行政（市）の下請け機関のような役割を果たし、市からの出向者が責任者を務めるとともに、活動資金の多くを市の一般財源に依存している現状の関係性を抜本的に見直す。」こととしています。

- (1) 市の観光振興全体に係る構想（観光ビジョン）に、観光コンベンション協会も参画して策定し、ビジョンを官民で共有する。
- (2) 市と協会が、現状の課題意識を共有し、将来に向けた松本市の観光推進体制がどうあるべきか、それぞれの役割をどう負担するべきかを明確化する。
- (3) 役割分担に基づいた独自の戦略をたて、事業を展開する。
- (4) 役割（使命）を果たすために必要な専門人材を確保・育成する体制を整備する。
- (5) 現在の財源の見直しを図るとともに、新たな財源確保を検討する。
- (6) 戦略、計画、結果について説明責任を果たすとともに、成果評価の結果に責任を持って対応できる組織を目指す。

4 具体的な方向性

- (1) 協会は、官民連携組織としての強みを最大限活かし、民の論理で地域が稼ぐための事業を積極的に展開する。
- (2) 市からの受託事業が協会の観光事業の大半を占めている現状を見直し、観光ビジョンで定める役割分担に基づく独自の戦略を立て、事業を展開する。
- (3) 市と協会の新たな役割分担のもと、協会の使命を果たすために必要な組織体制、事務局体制を再構築する。
- (4) 市からの財源に極端に依存している現状から、既存の予算の見直しや新たな収益事業を展開するなどして自主財源の確保を積極的に図る。
- (5) DMO※の考え方や登録要件の中には、松本市の課題解決に必要な視点も多いことから、参考にできるものは積極的に取り入れるが、必ずしも日本版DMO（登録DMO）を前提にしない。必要とならば改めて検討する。

※DMO (Destination Management Organization)：観光地域づくり法人

- (6) 市や市議会、協会会員、市民などの理解を得ながら今回の見直し案を着実に進めていく。

5 提言書

別紙のとおり

6 今後の進め方

- (1) 今年度、市が進める「松本市観光ビジョン」の策定に協会が参画してビジョンを共有します。ビジョンを達成するために市と協会の役割分担を明確にするとともに、ビジョンに明記することで、市の観光推進における協会の位置付けを明確にします。
- (2) 市と協会は、協会の役割を果たすために必要となる財政基盤強化や必要な人材確保・育成体制を構築します。
- (3) 次期開催の市議会経済文教委員会に報告します。

| | |
|----|------------|
| 担当 | 観光プロモーション課 |
| 課長 | 勝山 裕美 |
| | (内線3190) |

一般社団法人松本観光コンベンション協会

松本市の観光振興を推進する官民連携のあり方と
松本観光コンベンション協会の組織見直しに関する
提 言

松本観光コンベンション協会あり方検討会議

1 見直しの背景

(1) 外的要因①

- ・世界規模で観光に大打撃を与えた新型コロナウイルスのほか、急激なデジタル技術の進展を背景とした社会のDX化、ゼロカーボンに向けた取り組みなど、観光を取り巻く社会環境の大きな変化によって、旅行需要やプロモーション手法なども大きく変化
- ・観光客の意識や動向の変化(分散化、個人化・少人数化、アウトドア志向、国内回帰等)に戦略的に対応していく必要がある

(2) 外的要因②

- ・観光庁によるDMO(観光地域づくり法人)化が進められている。令和4年10月時点で計255の登録DMOが全国に誕生
- ・その多くは、既存の観光協会組織がDMO登録しており、本市においてもDMO登録を含む新たな官民連携のあり方を検討することが求められている

(3) 内的要因

- ・協会法人化から13年が経過する中、松本市議会で松本観光コンベンション協会の組織見直しに関する一般質問が出され、市長もその必要性に言及。その後、市から「松本市を含む新たな官民連携の体制づくりとそれに伴う協会組織の見直し」について共同で推進することについて働きかけがあった
- ・また、協会の中にも組織改革を積極的に進めるべきとの声があり、協会として現状と課題を整理・分析し、市との関係性や組織のあり方を検証する時期にきていると判断

2 松本観光コンベンション協会「あり方検討会議」について

(1) ミッション

松本観光コンベンション協会の現状と課題を整理し、松本市の観光振興を推進する官民連携のあり方や組織としてあるべき姿を提言する

視点① 市と協会の役割分担の見直し

視点② DMO化の必要性

以上2つの視点を踏まえ、R4年10月からR5年2月まで計5回の検討会議において、協会の現状と課題、使命と役割分担、DMO化の動き、組織の見直しの方向性等を議論し、**方向性を具体化**

(2) 設置の経過

- ・ R4.3.22 観光コンベンション協会社員総会でDMO化の研究を令和4年度予算化
- ・ R4.6.15 6月定例会で上條(敦)議員の「観光コンベンション協会の役割や機能を根本的に見直すべきではないか」との質問に、市長が「現状の役割や機能を見直す必要がある。新たな官民連携のあり方について幅広い議論が必要」と答弁
- ・ R4.10.17 観光コンベンション協会理事会で「あり方検討会議の進め方の方針」を承認

2 松本観光コンベンション協会「あり方検討会議」について

(3) メンバー

| 区分 | 委員氏名 | 所属 | 備考 | |
|----|------|-------|-------------------|------------------------------|
| 1 | 委員長 | 齊藤 茂行 | 扉明神館 会長 | 長野県インバウンド推進協議会会長 |
| 2 | 副委員長 | 益山代利子 | 松本大学観光ホスピタリティ学科教授 | 知見者 |
| 3 | 〃 | 宮之本 伸 | 松本市 副市長 | 松本観光コンベンション協会副会長 |
| 4 | 委員 | 二木 伸次 | 浅間温泉富士乃湯 代表社員 | 浅間温泉観光協会会長・松本観光コンベンション協会副会長 |
| 5 | 〃 | 齋藤 元紀 | 山水観湯川荘 代表取締役 | アルプス山岳郷代表理事・松本観光コンベンション協会副会長 |
| 6 | 〃 | 赤羽 勝 | 松本商工会議所 理事 | 経済団体 |
| 7 | 〃 | 小林 史成 | アルピコ交通 代表取締役社長 | 交通事業者 |
| 8 | 〃 | 中澤 伸友 | 深志荘 代表取締役社長 | 飲食事業者 |
| 9 | 〃 | 小林 篤史 | ホテルニューステーション専務取締役 | 宿泊事業者 |
| 10 | 〃 | 花岡 由梨 | 中町商店街振興組合 理事長 | 中心市街地事業者 |

事務局 松本観光コンベンション協会
松本市観光プロモーション課
松本市アルプスリゾート整備本部

2 松本観光コンベンション協会「あり方検討会議」について

(4) 開催経過

| | |
|----------------------------|---|
| 第1回 R4. 10. 28 大手公民館 | <ul style="list-style-type: none">・あり方検討会議のミッション共有・協会設立の背景・協会事業の詳細・市の観光施策・課題の整理 |
| 第2回 R4. 11. 25 大手公民館 | <ul style="list-style-type: none">・協会の使命と役割 |
| 第3回 R4. 12. 26 大手公民館 | <ul style="list-style-type: none">・全国的に進むDMO化の動き・長野県観光機構の取組み (外部講師：長野県観光機構 佐藤専務理事) |
| 第4回 R5. 1. 23 大手公民館 | <ul style="list-style-type: none">・協会の見直しの方向性 |
| 第5回 R5. 2. 14 大手公民館 | <ul style="list-style-type: none">・提言案のまとめ |

3 現状分析

- (1) 従来、**市が中心**となって観光振興に係る**一連のサイクル**（基本構想・観光ビジョンの策定をはじめ、ハードからソフトまで総合的な観点での実施計画・事業計画の作成、事業実施、検証など）を行ってきた。
- (2) 一方、(一社)松本観光コンベンション協会は、市、松本商工会議所を始め、観光関連団体や事業者で構成する官民連携の観光推進組織として平成21年に設立したが、現状は、**市が主導する観光施策の一部を受託する事業が協会の観光関連事業の大半を占め、市の下請け的存在**となっている。
- (3) また、協会の予算や役員人事、事務局体制なども**市の大きな関与**のもとで維持されており、独立した官民連携の法人として、その強みを生かし、市と対等な立場で、**自由に企画立案し、結果に責任を持つ**という本来あるべき姿ではない。
- (4) そうできない最大の原因は、**自主財源と専門人材の不足**と言えるが、そもそも、市の観光振興施策の一部を民間のノウハウを取り入れて行うために**市が主導して設立した組織**であるという経過があり、協会は**市から受託する事業を実施する**ために必要な人員体制や予算を基本に設計されている。

4 市と協会の関係性や協会組織の見直しの必要性

(1) それでは、何故、市が観光振興策を主導する現状のままではいけないのか。それは、市が計画行政、健全財政、公平性、多岐にわたる住民サービスの向上などの大原則のもと、様々な内部調整プロセスを経て作成した事業計画が、最終、議会承認を受けた後に実施される、いわゆる官の論理で考え実施する事業だけで、観光振興を推進することが難しいからである。

(2) 市は、基本構想、観光ビジョン、実施計画の策定から予算、決算に至るまで、様々な過程で議会に対し説明責任が求められる。貴重な市民の税金の使途を決めるためには当然のプロセスではあるが、一方で、以下のような課題も指摘されている。

ア 意思決定プロセスの複雑さに起因する意思決定の遅さ

イ 公共性、公益性に縛られ事業の幅が広げられないこと

ウ 人事異動等で職員の観光に関する様々な知見や人的ネットワークを組織として蓄積することが容易でないこと

エ マーケティングやプロモーションの専門人材がないこと

オ 事業の結果について、責任の所在が不透明であること、民間に比べROI(費用対効果)の意識が乏しいこと

カ トップ(市長)や部課長が変わると方針・やり方が変わる場合があること

キ 議会承認されて始めた既存事業を容易く止めることはできないこと など

(3) こうした特性を持つ官の論理では、地域が稼ぐためのマーケティングや時期を捉えたプロモーション、魅力的な商品開発と販売などには対応することが難しく、これらを民の論理で推進することができる組織が行政とは別に必要である。

4 市と協会の関係性や協会組織の見直しの必要性

(4) 加えて、市が主導している現在の取り組みの中にも課題は多く、あり方検討会において、下記のように指摘されており、市全体の観光振興を推進する体制について、改めて現状の市と観光コンベンション協会の**関係性、役割分担の見直し**が求められている。

| | |
|-------------------------------------|--|
| ア 戦略 | (ア) 市が中心となって策定した基本構想、観光ビジョン、計画はあるが、市、観光コンベンション協会、事業者など観光関係者が共有するビジョンとそれぞれの役割分担、戦略が不明確 (イ) 観光コンベンション協会としての戦略がない (ウ) 市と観光コンベンション協会、事業者が共有できる観光ビジョンを共同で作成し、そのビジョンに基づいた観光コンベンション協会独自の戦略策定が必要 |
| イ マーケティング | (ア) 市、観光コンベンション協会ともに、マーケティングの意識が低い (イ) 戦略やマーケティングに欠かせないデータの収集ができていない (ウ) 結果、適切なKPI設定やターゲット設定ができていないことから、PDCAサイクルを回す持続可能なシステムが構築できていない |
| ウ プロモーション 情報発信 | (ア) 市(各セクション)、観光コンベンション協会、商工会議所、観光団体等で様々な情報発信をしているが、発信元が多く内容も統制がとれていないため、受け取る側に混乱を招く (イ) 受け取る側の視点で、情報の精査と、情報発信の一元化が必要 |
| エ コンベンション事業 フィルムコミッション事業 | (ア) コンベンション、フィルムコミッションともに誘客効果が高く、招致活動の強化が必要 (イ) フィルムコミッションについては、まち全体で盛り上げる機運の醸成を図る必要がある |
| オ パンフレット | (ア) 市(各セクション)、観光コンベンション協会、商工会議所、地域や業界団体等で様々な紙媒体のパンフレットを作成しており、無駄が多い (イ) 総合的に観光パンフレットを整理する舵取り役が必要 (ウ) SDGsの観点からも、紙ベースから脱却し、スマホなど他の媒体を積極的に活用する必要はある |

5 見直しの方針(骨子)

観光コンベンション協会が、行政(市)の下請け機関のような役割を果たし、市からの出向者が責任者を務めるとともに、活動資金の多くを**市の一般財源に依存**している現状の**関係性を抜本的**に見直す

I 市の観光振興全体に係る構想(観光ビジョン)に、**観光コンベンション協会も参画して策定**し、ビジョンを官民で共有する

II 市と観光コンベンション協会が、現状の課題意識を共有し、将来に向けた松本市の観光推進体制がどうあるべきか、それぞれの**役割をどう分担するべきかを明確化**する

III **役割分担に基づいた独自の戦略**をたて、事業を展開する

IV 役割(使命)を果たすために**必要な専門人材を確保・育成**する体制を整備する

V 現在の財源の見直しを図るとともに、**新たな財源確保を検討**する

VI 戦略、計画、結果について**説明責任を果たす**とともに、**成果評価の結果に責任を持って対応できる組織**を目指す

6 具体的な方向性

(1) 市と観光コンベンション協会の役割の見直し

【方向性①】

観光コンベンション協会は、官民連携組織としての強みを最大限活かし、民の論理で地域が稼ぐための事業を積極的に展開する

- ① 市が官の論理(公平・平等が原則、議会对応が必要、稼ぐ意識は乏しい等)で進める各種事業に対し、観光コンベンション協会は**民の論理(マーケティング重視、成果主義、稼ぐ意識強い、専門人材の確保・育成等)**で、市にはできない事業、地域に持続的な経済効果をもたらす事業を行い、市の実施計画や予算編成サイクルとは**独立した形で展開**する
- ② 専門的な知識、経験、スキルが必要で、民の論理で行った方が成果が期待できるマーケティング、プロモーション、コンベンションなどは観光コンベンション**協会が主導的な立場で、その役割を担う**
- ③ 事業効果をより確かなものにするために**地域の関係者が必要な協力体制をとれるよう調整する役割を担う**
- ④ 地域の**多様な観光関係者との連携を強化し**、その取り組みをコーディネートできる組織を目指す
- ⑤ 市からの受託業務について、**評価、逆提案する役割を担う**(観光ビジョン、政策への反映)

6 具体的な方向性

(2)観光コンベンション協会の機能と事業の見直し

【方向性②】

市からの受託事業が協会の観光事業の大半を占めている現状を見直し、観光ビジョンで定める役割分担に基づく独自の戦略を立て、事業を展開する

- ① 各種データ等の継続的な**収集・分析**、**データに基づく戦略の策定**、**適切なKPI設定**、独自の事業化、**PDCAサイクルの確立**を目指す
- ② 市民や地域のため**地域にお金を落としてもらう事業**を通して貢献する組織へ移行する
ア そのためには、事業者に対する公平・平等の視点を尊重しつつも、何より**顧客視点で地域の競争力を高める**ことを優先する
イ 観光客にとって、価値ある情報、価値ある体験コンテンツの提供、利便性の向上につながる**サービスの提供**を行う
ウ **マーケティング**、**情報発信**、**プロモーション**を強化し集客することで、**地域の観光関係者に稼いでもらう**
- ③ 具体的な事業は、今後**再構築する新しい体制**のもとで明確にする（方向性③に記載）
- ④ また、多くの団体等で重複し、煩雑さや無駄を招いている**情報発信や観光パンフレット**について、顧客視点で見直す（**一元化を図る**など）
- ⑤ コンベンション事業、フィルムコミッション事業は、着実に成果を上げており、事業者の期待も大きいことから、**更なる事業の拡充**を図る
- ⑥ **事業の棚卸**（**協会ですべきこと**、**やめること**）を行う

6 具体的な方向性

(3) 観光コンベンション協会の組織体制の見直し

【方向性③】

新たな役割分担のもと、協会の使命を果たすために必要な組織体制、事務局体制を再構築する

- ① 会員が協会事業の**企画段階から結果検証まで関わる**ことができる体制を構築する(専門委員会等)
- ② 団体会員中心の現状を見直し、**個人会員の拡大**を図る
- ③ 必要な専門人材を登用し**持続可能なプロ集団**の組織化を進める
例えば、各種データ等の継続的な収集・分析、収集したデータに基づく戦略の策定、マーケティング、財源確保、顧客管理、web・メディア等を活用した効果的なプロモーション、観光資源の発掘と着地型商品づくりなどの知識・スキル・ノウハウを備えている人材（※役割によって優先順位は変わる）
- ④ 必要な知識・能力が多岐にわたることから、一人でその全てを備えることは困難なため、各担当分野における**専門人材を確保又は育成**する。また、業務の外部発注も検討する
- ⑤ 優秀な人材確保のためにも、**採用条件、就労環境、給与体系**などを見直し、制度化する

6 具体的な方向性

(4) 観光コンベンション協会の財源の見直し

【方向性④】

市からの財源に極端に依存している現状から、既存の予算の見直しや新たな収益事業を展開するなどして自主財源の確保を積極的に図る

- ① 役割分担に基づいて市からの受託事業を見直し、観光コンベンション協会が企画実施できるものは、**負担金などに予算を組み替える**ことを市と協議する
- ② **物販、着地型商品の造成販売**はもとより、観光客や事業者に価値あるサービスを提供し対価を得る(稼ぐ)ことを徹底する
- ③ 少子高齢化社会の進展で、市の一般財源に依存できない状況及び観光客へのサービス向上に資する事業を積極的に展開することに鑑み、**法定外目的税(観光税、宿泊税など)の導入**について検討し市に提案する
(宿泊税の導入を検討する際には、**その目的・用途を明確にする**)
- ④ 何れにしても、市から相当の財源拠出をお願いすることから、**事業成果を明らかに**することで、市からの支援を受けるに相応しい活動をしていることを自ら証明する

6 具体的な方向性

(5) DMO登録の方向性

【方向性⑤】

DMOの考え方や登録要件の中には、松本市の課題解決に必要な視点も多いことから、参考にできるものは積極的に取り入れるが、必ずしも日本版DMO(登録DMO)を前提にしない
(組織改革の結果、DMO登録が必要となれば改めて検討する)

- ① DMOの登録要件は、現在の観光コンベンション協会に絶対的に不足している点が多いことから、重要な視点として活用し、**協会の課題解決を進める**
- ② その結果として、DMOにした方がより強力に進められると判断できれば、DMO登録を検討する
- ③ 国の補助対象などから見てもDMOのような地域をひとまとめにする組織が必要とされている現実はあるが、一方で、全国で誕生した日本版DMOで成功している組織は極めて少ないことから、松本版DMOを新たに作るくらいの高い志で、**松本地域に合った組織**の見直しを行う

6 具体的な方向性

(6) 見直しに必要なプロセス

【方向性⑥】

市や市議会、協会会員、市民などの理解を得ながら今回の見直し案を着実に進めていく

- ① 松本市の観光振興全体に係る構想(観光ビジョン)に、**観光コンベンション協会が参画して策定し**ビジョンを共有する 【R5】
- ② ビジョンを達成するために市と観光コンベンション協会の**役割分担を明確にする**とともに、其々の役割を観光ビジョンに明記することで市の観光推進における観光コンベンション協会の**位置づけを明確にする** 【R5】
- ③ 観光コンベンション協会は、その役割を果たすために**必要な体制(財政基盤強化、必要な人材確保・育成)を市とともに構築**する 【R5・R6・R7】
- ④ 観光コンベンション協会事業の棚卸と再構築(**市委託事業の見直しと新規事業**)
【R5・R6・R7】
- ⑤ 観光コンベンション協会が企画する**事業の成果を示す**ことでフリーハンドで行う事業幅を拡大していく 【R5・R6・R7】
- ⑥ DMO登録について**改めて検討**する 【R8~】
- ⑦ 市は、協会の見直しについて**議会に説明**する(随時)

7 今後の課題(その他の提案、問題提起等)

このほかにも重要な提案等がいくつか出されている。

今回のあり方検討会議の中では議論を深めることができなかったが、今後の課題として、R5年度に組織内で議論を深めることとする。

| 提案 | 内容・趣旨 |
|-----------------------------------|---|
| ① コンベンションの比重が大きいホテルが稼ぐ仕組み作り | 観光とは、ターゲットやプロモーション手法が違うコンベンションについても観光と同様に専門人材を登用するなど組織強化を図る |
| ②-1 トップの考え方を会員組織に広め、様々な人が関わる組織づくり | トップの考え方で組織のあり様が大きく変わってしまう。改革の理念を理解し推進するトップのもとで、会員一丸となって取り組むことが重要 |
| ②-2 責任を評価する場所を作る(監査委員会等) | 成果評価に責任を持って対応するためには、厳正、的確に評価できる組織(機関)が必要 |
| ③ 「観光コンベンション協会」という名称を変更してはどうか | 現在の「観光コンベンション協会」という名称は、コンベンションの役割を中心的に捉えている印象を受ける。今後、マーケティングやプロモーションを協会の役割として位置づけるならば、コンベンション以外にも攻めの姿勢で行くことがわかる名称にすることを検討してはどうか |

8 最後に

- (1) 観光コンベンション協会は、市との**役割分担を明確**にし、その役割(使命)を果たすために**必要な体制(財政基盤強化と専門人材によるプロ集団化)**を構築し、成果が期待できる戦略と企画、予算を示すとともに、**事業成果を明らかに**する。
- (2) 市は観光コンベンション協会が民の論理で本市の観光振興の一翼を担う**プロ集団として生まれ変わることを認め**、観光コンベンション協会の体制構築、**活動を支援**する。
- (3) これらの見直しは、現状を大きく変更することになるとともに、財政基盤の強化、必要な人材確保、市及び観光コンベンション協会の意識改革、議会調整など課題も多いことから市、観光コンベンション協会ともに**相当の覚悟をもって**やりぬくことが求められる。

(報告事項)

まつもと市民芸術館「芸術監督制」について

1 趣旨

まつもと市民芸術館「芸術監督制」検討委員会（以下「検討委員会」という。）から、まつもと市民芸術館（以下「芸術館」という。）の芸術監督制について答申書が提出されましたので、その概要について報告するものです。

2 経過

- 4. 5. 13 「まつもと市民芸術館のこれからを考える専門家会議」（以下「専門家会議」という。）から芸術監督と管理運営について市長へ提言
- 4. 10. 28 専門家会議からの提言を踏まえ、芸術監督候補者の選定を含めた芸術館の方向性について検討する検討委員会を設置
市長から検討委員会へ諮問
- 4. 11. 27 第2回会合（オブザーバーとして串田和美前総監督参加）
- 5. 1. 27 第3回会合（オブザーバーとして山口宏子朝日新聞記者参加）
- 5. 3. 11 第4回会合
- 5. 3. 30 第5回会合
- 5. 4. 26 検討委員会から市長へ答申書の提出

3 諮問事項

- (1) 市民芸術館の方向性について
- (2) あるべき姿を具現化する「芸術監督制」について
- (3) 芸術監督候補者の選定について

4 答申書

別紙のとおり

5 今後の対応

- (1) 芸術監督候補者2名、アドバイザー1名について就任に向け調整を行い、了承を得た後に、令和5年度末までは「参与」として雇用契約を締結します。

- (2) 参与3名と共に、答申書の内容を反映させた「まつもと市民芸術館管理運営方針」の見直しを行います。
- (3) 次期開催の市議会経済文教委員協議会に報告します。

| |
|-----------------------------------|
| 担当 文化振興課 課長 清澤 明子 (内線 3150) |
|-----------------------------------|

まつもと市民芸術館の「芸術監督制」に係る答申書

まつもと市民芸術館「芸術監督制」検討委員会

答申

諮問事項1 市民芸術館の方向性について

(1) 質の高い水準の芸術文化を創造・鑑賞する場であること

まつもと市民芸術館は非常に高い水準の芸術文化を創造する館として全国的にも知られており、舞台芸術を松本から国際的に発信した成果もある。引き続き、「松本発」のクリエイション作品を国内外に向けて発信すると共に、芸術館の素晴らしい舞台施設・設備を活用した、演劇、ダンス、音楽、伝統芸能など多様な文化芸術作品の招へいに努め、地方都市松本でも大都市に引けをとらない優れた舞台芸術を鑑賞できる場を提供し続けることが望ましい。

(2) 市民の芸術文化創造を支援し、交流、発表の場とすること

松本市には、数多くの文化芸術活動を行う市民団体があり、その活動を支援することも市民芸術館の大きな役割の一つであるため、市民芸術館の舞台技術や制作の専門スタッフによる団体の活動支援が必要と考える。また、発表の場として市民芸術館を活用することで、市民の文化芸術活動の質をより向上することができるため、これまで市民芸術館に足を運んだことのない人が気軽に鑑賞に行けるような取組みを検討されたい。

(3) 次代を担う子どもに必要な力を養う場とすること

子どもたちの想像力と創造力、またコミュニケーション力を養うために、学校との連携やアウトリーチ事業の拡充などを通して芸術文化に触れる機会を作るほか、市民芸術館が子どもの学びの場として機能することが望まれる。

また、松本市内には学校部活動として「演劇部」があるところは少なく、演じることや舞台を作ることに興味のある子どもたちの活動の場が限られていることも大きな懸念の一つであるため、活動を希望する子どもたちが演劇に参加できる事業の検討も必要である。

(4) 松本の街全体に活気をもたらす場であること

芸術館ではこれまでも、「信州まつもと大歌舞伎」や「FESTA松本」など、芸術館だけに留まらない、街全体を舞台としたイベントを多くの市民、地元企業との協働により企画・運営してきた実績がある。引き続き、こういった街を盛り上げる事業を継続するとともに、市民芸術館のトップガーデン、シアターパークなど市民が自由に入出りできるスペースの有効活用により、次世代、多様性を重視した賑わいの創造を検討されたい。

(5) 組織体制を見直し、スタッフの充実と人材育成に努めること

指定管理者である「一般社団法人松本市芸術文化振興財団」は、市の文化政策の重要な一翼を担う公立文化施設の運営主体として、その責務を果たしていかなければならない。そのためには、芸術監督によるプロジェクトや作品創造の具現化、質の高い芸術作品の招へい、市民の要望に応えるアウトリーチ事業の計画・

実施の実務を担う劇場スタッフの専門性と能力が欠かせない。これまで市民芸術館を支えてくれたスタッフの育成に加え、今後は地元出身者や移住者など、これからの松本の芸術文化振興に寄与することを意識した多様な人材の採用も検討されたい。

また、市民芸術館の利用推進をこれまで以上に意識し、スタッフの経営感覚を養う環境づくりも必要である。

諮問事項2 あるべき姿を具現化する「芸術監督制」について

(1) 芸術監督の役割

芸術監督は施設の実施する主催事業の芸術的指針を示し、市民が主体となるプロジェクト、子どもたちの学びの場としての活用や、アウトリーチ事業の充実にも注力でき、活動形態やニーズの変化を着実に捉えて次世代を担っていける人材を選考すべきである。

(2) 芸術監督団の設置とアドバイザーの導入

劇場を基点とする文化芸術活動の領域は時代とともに多岐に渡るようになり、舞台芸術の創造プロセスや表現手法は芸術館創立時と比べて実に多様化している。また、社会背景や働き方が変わってきた現在では、ひとつの分野をより極めた専門型人材が多く育つ時代が変わってきている。これらの状況に加え、今、市民芸術館に求められている「多様な社会や市民に寄り添った施設であること」を鑑みると、芸術監督は1人に任せるのではなく、演劇部門と舞踏部門を専門とする2名体制の芸術監督と、松本や芸術館の作品のみならず、劇場や地域の魅力を発信できるアドバイザーを1名配置した芸術監督団とされたい。

(3) 芸術監督の任期

芸術監督の任期は、4月1日から3年後の3月31日までを1期とし、上限を2期までとすることを提案する。

(4) 芸術監督の活動の透明性

芸術監督の役割と責任の範疇を明確にする職務記述書を芸術監督と松本市で交わすことが必要。職務記述書の内容については、毎年進捗状況を相互に確認し、これを一般に公表することが望ましい。

(5) 参与制の導入

芸術監督団等に就任いただくにあたり、令和6年3月末までは「参与」として雇用契約を結び、役割の明確化を図る等就任に向けての準備期間を設けるべきである。

諮問事項3 芸術監督候補者の選定について

別紙（非公開）のとおり

まつもと市民芸術館芸術監督制検討委員会

| 役 職 | 氏 名 | 職 名 |
|------|--------|---|
| 委員長 | 青山 織人 | 松本市芸術文化振興財団理事長 |
| 副委員長 | 渡辺 弘 | 岡山芸術創造劇場ハレノワプロデューサー 彩の国さいたま芸術劇場ゼネラルアドバイザー 元まつもと市民芸術館プロデューサー兼支配人 |
| | 蔭山 陽太 | THEATRE E9 KYOTO 支配人 京都芸術大学准教授 元まつもと市民芸術館プロデューサー兼支配人 |
| | 小川 知子 | 現まつもと市民芸術館プロデューサー |
| | 鈴木 ともこ | 漫画家 松本市観光大使 |

| |
|----------|
| 庁議資料 |
| 5. 5. 10 |
| 建設部 |

(報告事項)

松本市アルプス公園自然活用実行会議からの提言について

1 趣旨

松本市アルプス公園自然活用検討会議から提出された提言を具現化するため、令和4年度に松本市アルプス公園自然活用実行会議を立ち上げ、近隣公園の活動等を参考に、アルプス公園北側拡張部の自然活用を推進するため、市長に提言書が提出されましたので、その概要について報告するものです。

2 経過

- | | | | |
|-----|----|----|--|
| 4. | 4. | 7 | 松本市アルプス公園自然活用検討会議から市長へ提言書の提出 |
| | 6. | 2 | 第1回松本市アルプス公園自然活用実行会議(以下「実行会議」という。)開催(アルプス公園自然活用検討会議の提言確認、活用推進体制及び管理運営に関すること) |
| | 7. | 5 | 第2回実行会議の開催(県営烏川溪谷緑地、国営アルプスあづみの公園現地視察) |
| | 9. | 1 | 第3回実行会議開催(活用推進体制及び管理運営について) |
| 10. | 3 | 1 | 第4回実行会議開催(北側拡張部名称募集について) |
| 12. | 2 | 6 | 第5回実行会議開催(北側拡張部名称決定) |
| 5. | 2. | 10 | 第6回実行会議実施(提言書まとめ) |
| | 3. | 22 | 実行会議が市長へ提言書を提出 |

3 北側拡張部の名称決定

委員から「北側拡張部」の名称では公園のイメージがわからないという意見から、219件の応募により、名称を「いきものふれあいの森」に決定した。

4 「いきものふれあいの森」の基本的な考え方とキャッチフレーズ

公園として計画的に管理育成することで、かつての里山のように人々が密接に係わり、親しまれる環境づくりを目指すとともに、未来への大切な市民の財産として、育み残していくことを基本とする。

- (1) 4つの活用テーマ・・・「環境教育」、「体験・体験学習」、「健康」、「癒し」
- (2) キャッチフレーズ・・・「遊んで学んでみんなで里山づくり」

5 提言の概要（別紙のとおり）

(1) 提言1（管理運営体制および活用推進体制について）

いきものふれあいの森を市民の遊び・学びの場として利活用を促進するため、市民参加型の協働体制を含め管理運営体制を整えるよう提言する。

(2) 提言2（自然活用エリアについて）

いきものふれあいの森の各エリア（13エリア）の具体的な整備について、ソフト事業はテーマごとに、ハード事業は短期・中長期に分類分けし、整備の方向性を提言する。

(3) 提言3（緑化保全ゾーンについて）

開園当時(平成19年)の緑地保全計画をもとに、整備実施するよう提言する。

6 今後の進め方

実行会議からの提言を踏まえ、今後の取組みに向けた検討を進めます。

7 今後の予定

次期開催の建設環境委員協議会に報告します。

| |
|-----------------------------------|
| 担当 公園緑地課 課長 布山 明彦 (内線 3270) |
|-----------------------------------|

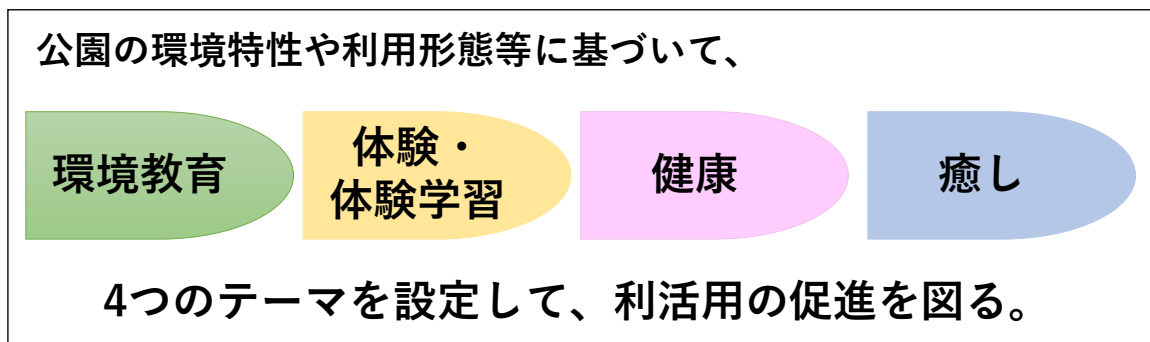
松本市アルプス公園自然活用実行会議 提言書【概要版】

1 北側拡張部の名称

名称は、『いきものふれあいの森』に、会議において決定した。令和3年11月発足の松本市アルプス公園自然活用検討会議において、“北側拡張部”の名称では公園のイメージがわからないため、今回の自然活用実行会議で名称を決定。

2 テーマとキャッチフレーズ

公園の環境特性や利用形態等に基づいて、4つのテーマを設定し、利活用の促進を図るよう提言する。



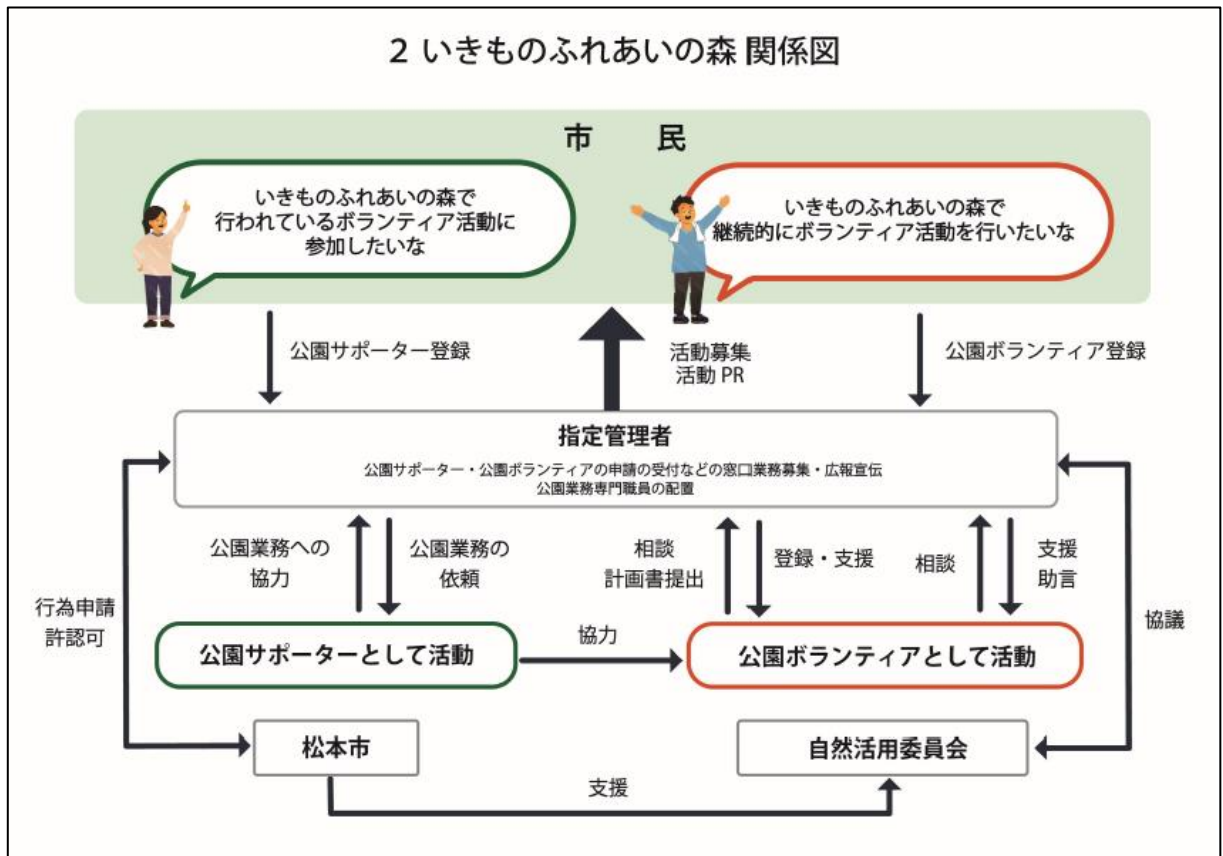
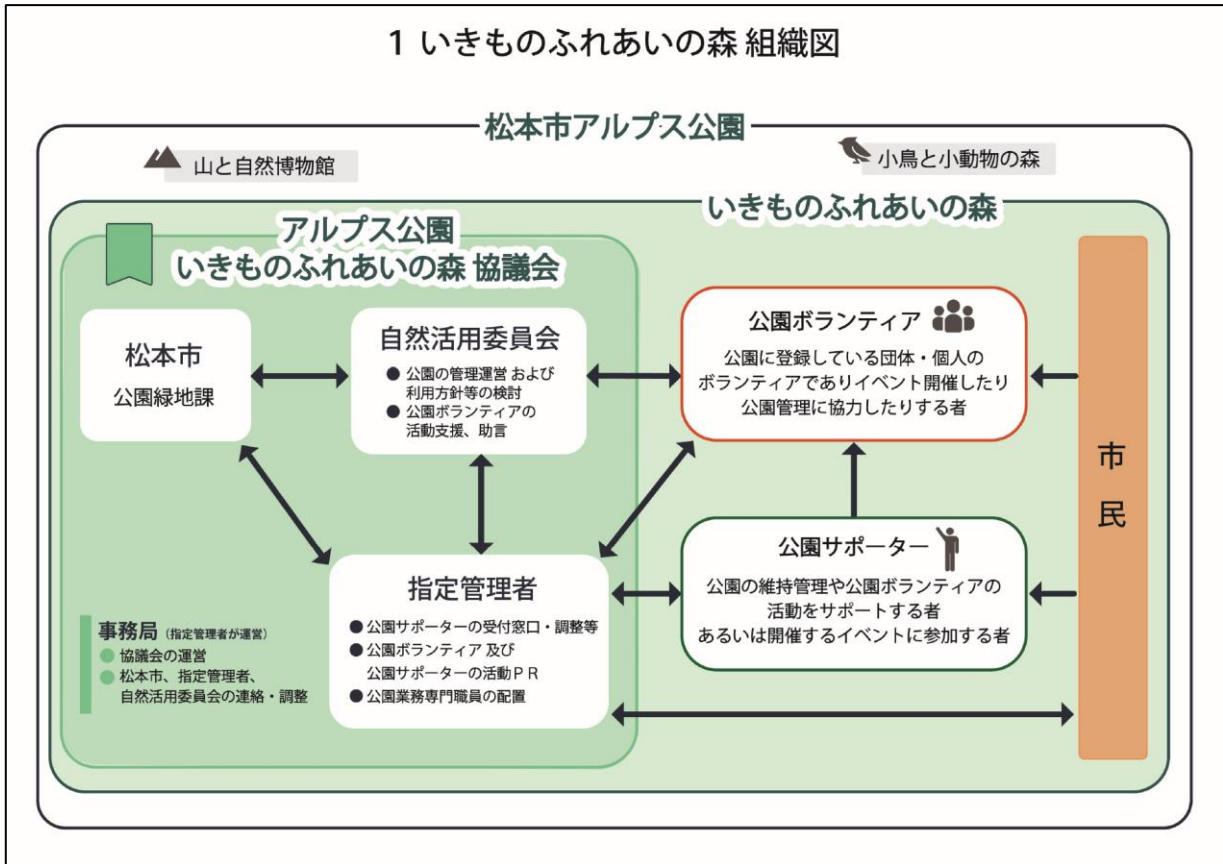
「キャッチフレーズ」



3 提言

(1) 提言1（管理運営体制及び活用推進体制）

アルプス公園いきものふれあいの森を市民の遊び・学びの場として利活用を促進するため、市民参加型の協働体制を含め管理運営体制を整えるよう提言する。



3 アルプス公園いきものふれあいの森 協議会

アルプス公園いきものふれあいの森 協議会

いきものふれあいの森の適正な管理運営と来園者の効果的な利用を促進するため、関係主体の調整・連携を図る

- 構成員 ① 松本市建設部公園緑地課
② 指定管理者
③ 自然活用委員会

事務局 協議会の運営や、市・指定管理者・自然活用委員会の連絡・調整等

松本市

- 構成 建設部公園緑地課 ※その他の課はオブザーバーとして参加
- 役割 行為申請・許認可、自然データベース作成、公園ボランティアの支援等

指定管理者

- 構成 松本市アルプス公園指定管理者
- 役割 指定管理にもとづく公園管理、アルプス公園の情報収集・発信
公園ボランティアへの支援・活動調整、公園ボランティアの登録審査
公園サポーター申請受付窓口業務、公園サポーターの活動支援
自然データベースの作成、自然活用委員会の事務局運営
アルプス公園いきものふれあいの森 協議会の運営（年3回程度）
- 運営職員 公園業務専門職員、事務担当

自然活用委員会

- 構成 松本市アルプス公園自然活用実行会議委員を中心とした各分野の専門家等10名程度
- 専門分野 野鳥、昆虫、植物、ピオトープ、里地・里山づくり、環境教育などの野外活動経験者・実績者
- 役割 公園の管理運営及び利用方針の検討、ガイドライン作成
活動計画等の検討、公園ボランティアの活動支援及び助言
公園ボランティア登録審査

(2) 提言2（自然活用エリア(ソフト・ハード)）

いきものふれあいの森の各エリアの具体的な整備について、ソフト事業はテーマごとに、ハード事業は短期・中長期に分類分けをし、整備の方向性を提言する。

ア 東入口駐車場

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|--|------|---------|----|----|
| 緑陰駐車場として計画を再考する | | | | ● |
| 駐車場の案内看板に、公園利用の方法の仕方を明記する | | ● | ○ | |
| 東西南北が現地で分かりにくいので駐車場の愛称を決定する (例:森の(入口)駐車場) | | | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|--|----|-----|
| バス等大型車の出入りが困難なため、入口の拡幅整備を行う | ○ | |
| アルプス公園のメイン駐車場である東入口駐車場について、市内から東入口駐車場までの誘導看板を整備する | ○ | |
| 案内所(指定管理者の専門職員と窓口業務者常駐)と併設してイベント参加者の集合所(オープン平屋根のみ)の整備をする | | ○ |

イ アルプス森のかけ橋

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|------------|------|---------|----|----|
| 現状の景観を維持する | | | | ● |
| 鳥類等の調査をする | ● | | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|---------------------|----|-----|
| 鳥類等観察の場として紹介看板を整備する | | ○ |

ウ ふれあいの水辺

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|--|------|---------|----|----|
| 河川生物の生息・生育・利用状況の調査を実施する | ● | | | |
| 水辺の生き物を対象とした自然学習の場としての運用計画をする | ● | | | |
| 私有地を一体に環境教育等の場として活用を検討する | ● | ○ | | |
| 下流の沢沿いを自然植生を楽しむ散策の場として、運用計画を策定する | ○ | | | ● |
| 公園内に自生する里山の植物や昆虫類の食草・食樹・吸蜜 ^{※9} 植物等の植栽計画を策定する | ○ | | | |
| 河川の流量を安定的に確保するとともに水質保全の計画を策定する | ○ | | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|--|----|-----|
| コンクリート製河床となっている箇所に礫を投入して浮石 ^{※10} 環境を創出するとともに砂礫の堆積を促し、水生生物の生息環境を整備する | | ○ |
| 休憩の場としてのベンチを増設する | ○ | |
| 動植物等の解説板を設置する | | ○ |
| 東入り口駐車場からふれあいの水辺までの、誘導看板を整備する | ○ | |
| 街路灯や防犯カメラの設置等の防犯的な対応をする | ○ | |
| 夏季の緑陰を形成するため高木を植栽する | | ○ |

エ 森の入口休憩所

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|-------------------------------------|------|---------|----|----|
| 位置的に森の入り口という名称が分かりにくいいため、名称の変更を検討する | | | | |
| 園内の倒木や間伐材の運用の場として検討する | | ● | | |
| 土足で入室可とするよう検討する | | | | |
| 1階会議室は室内講義室、会議室として活用を促進する | ○ | ● | | |
| 2階会議室は、ボランティア、サポーターの交流室とする | | ● | | |
| 1階の休憩室は展示室を併用する | ● | | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|--------------|----|-----|
| 1階に案内所の整備を行う | | ○ |

オ 森の入口広場

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|---------------------------|------|---------|----|----|
| イベントに活用するためPR活動をする | | ● | | |
| 名称がないため名前をつける(例:森のイベント広場) | | | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|---------------------|----|-----|
| 広場への誘導案内看板を設置する | ○ | |
| 作業用の拠点としての物置等の整備を行う | | ○ |
| 広場西側の樹木の間伐をする | | ○ |

カ 森の入口広場(池)

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|---|------|---------|----|----|
| 開放水面 ^{※11} 率と水深に変化を持たせた適度な湛水状態 ^{※12} を維持し、水生生物の生息・生育場及び繁殖場・越冬場を整備する | ● | | | ○ |
| 自然な生態系を維持することを原則とし、公園外から人為的に動植物を持ち込まないように周知徹底する | ● | ○ | | |
| 近隣地域に希少水生生物が確認された場合、池で繁殖させて増えた個体を元の場所へ戻すといった保全活動の場とする | ● | ○ | | |

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
| 水生生物の生息・生育に配慮した植物の刈取りや泥上げ等の維持管理を行う | | | | |
| 植物の刈取り等の維持管理や、刈取った植物を使った工作等を行う体験の場として計画する | ○ | ● | | |
| 池の水生植物の生育状況やトンボ類等の飛来状況等の動植物の情報を常時発信する | ● | | | ○ |
| 洪水調節機能を持たせて災害の発生を防止する | | | | |
| 名称がないため名称をつける(例:*****の池) | | | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|------------------------------------|----|-----|
| 観察デッキを早急に整備する | ○ | |
| 自然観察や散策を行うことができるように木道や中島、浅瀬等の整備を行う | | ○ |
| 年間を通して池の水と水質水量を確保するよう揚水ポンプを再整備する | | ○ |

キ 森の里広場

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|---------------------------------------|------|---------|----|----|
| 畑は学校と連携して地物の野菜、菜の花、そば等の栽培をし、農業体験の場とする | ○ | ● | | |
| 果樹を植栽し、収穫体験をして学習の場とする | ● | ○ | | |
| 薬草園の運用について検討する | | | ○ | ● |
| カタクリ群生地 ^{※14} の保全方法を検討する | ● | | | |

ク 古民家体験学習施設

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|---|------|---------|----|----|
| 森の里で収穫したものを使って様々な農事や行事の体験の場(そば打ち、窯焼き、ほうとう、餅つき、七夕、おやき等)とする | | ○ | | |
| 園内の倒木や間伐材を利用する 例:工作 | ○ | ● | | |
| ボランティア団体が拠点として利用できる場とする | | | | ○ |
| ピザ窯を貸し出している施設として積極的にPRする | | ○ | | |
| 作業用の荷物等を駐車場から運搬できるようなシステムを検討する | | ○ | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|------------------|----|-----|
| 案内板を設置する | ○ | ○ |
| 活動するにあたり物置の設置を行う | | ○ |

ケ 北入口広場

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|--|------|---------|----|----|
| ため池 ^{※15} は水生生物の生息・生育場及び繁殖場・越冬場としての維持管理の計画を検討する | ● | | | |
| 水田 ^{※16} は復田するか湿地化し、水生生物の生息・生育場や繁殖場として検討する | ● | | | |
| 復田した場合、田植え・稲刈り体験を行い、里山の暮らしを知る学習の場として検討する | | ● | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|-------------|----|-----|
| 駐車場を拡張整備する | | ○ |
| 古い案内板を改修する | ○ | ○ |
| ため池周辺の整備を行う | | ○ |
| 西側樹木の伐採を行う | | ○ |

コ しぜんかんさつの森

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|---|------|---------|----|----|
| 一部明るい森にして生物多様性の豊かな森の再生計画を立てる | ● | | | ○ |
| ニセアカシア林は伐採し、コナラ、クヌギ等広葉樹への樹種転換の計画を策定する | ● | | | ○ |
| 伐木は有効活用する | ○ | ● | | |
| 間伐を行った後の生物相 ^{※18} の変化をモニタリング ^{※19} する | ● | | | |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|--------------------------|----|-----|
| 展望デッキを整備する | ○ | |
| 北アルプスの展望を確保するため、伐採や間伐を行う | | ○ |

サ 花の丘

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|---|------|---------|----|----|
| 丘陵山頂部分の北側の現草地(雑草、雑木群落)を、秋の七草 ^{※20} 等多様な草花の咲くススキ草原ビオトープ ^{※21} (蝶類や昆虫類も集まる)として自然探勝 ^{※22} や自然観察の場として活用する | ● | | | ○ |
| 現地に生育する野生花木で修景された山頂部周辺(草地の周り)によって花の丘の景観を探勝する | ● | | | ○ |
| 花の丘周辺は、草原、二次林 ^{※23} 、成熟林 ^{※24} 等様々な環境があり、多様な生物が生息、生育している事と、また四季の変化もよく分かり、比較的平坦な地形や歩道、四阿、トイレ、水飲み場が整備されているため、親子等のハイキングや、自然観察、学習の場所として活用する | ● | | ○ | ○ |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|----------------------------|----|-----|
| ススキ草原を造成する | ○ | ○ |
| 適切な維持管理を行う | | ○ |
| 動線を整備する | ○ | ○ |
| ススキ草原や周囲の外来植物や園芸植物を駆除する | ○ | ○ |
| 草原周辺の植栽・樹木を整備する | ○ | ○ |
| 山頂部のシバ地は枯れている部分を修復する | ○ | |
| 花の丘の石段は歩行補助、危険防止のために手摺を付ける | | ○ |

シ 園路・遊歩道

●:重点テーマ ○:関連テーマ

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|--|------|---------|----|----|
| 散策コースを設定し、見どころや消費カロリー等をパンフレットや案内看板で示す計画を策定する | | | ● | |
| 園内の倒木や間伐材をチップに加工して、園路に敷く計画を策定する | | | ● | ○ |

| ハード | 短期 | 中長期 |
|-----------------------------------|----|-----|
| 案内図を整備する | | ○ |
| 道標を整備する | ○ | |
| 北の入口から古民家体験施設までの園路に鳥類等の観察場所の確保を行う | | ○ |
| 倒木の整理をする | ○ | |

| ソフト | 環境教育 | 体験・体験学習 | 健康 | 癒し |
|----------------------------|------|---------|----|----|
| 尾根を通る歩道は、アルプス展望コースとしてPRを行う | | | ● | ○ |

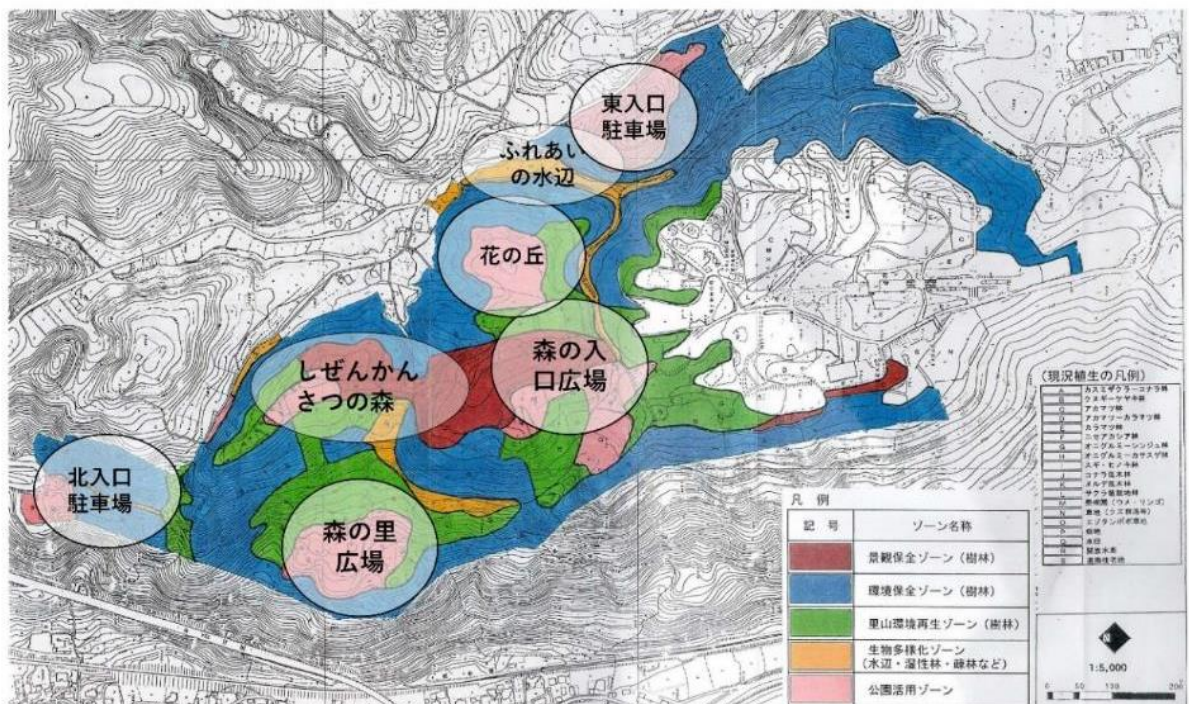
| ハード | 短期 | 中長期 |
|---|----|-----|
| アルプス公園が昔から人の生活と切っても切り離せない里山であったこと、歴史のある場所であることを(山の神のいわれ)説明看板を設置する | | ○ |
| 道標の設置をする | ○ | |
| ベンチの設置をする | ○ | |

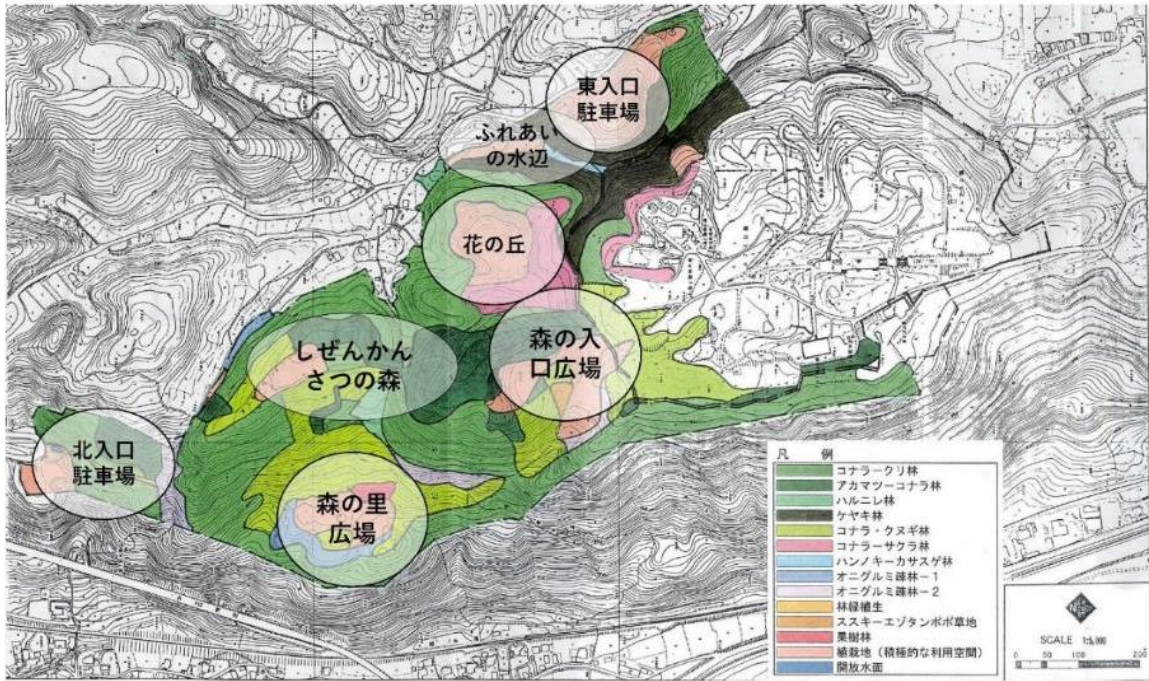
(3) 提言3 (緑地保全ゾーン)

ア 緑地保全ゾーンの整備の考え方

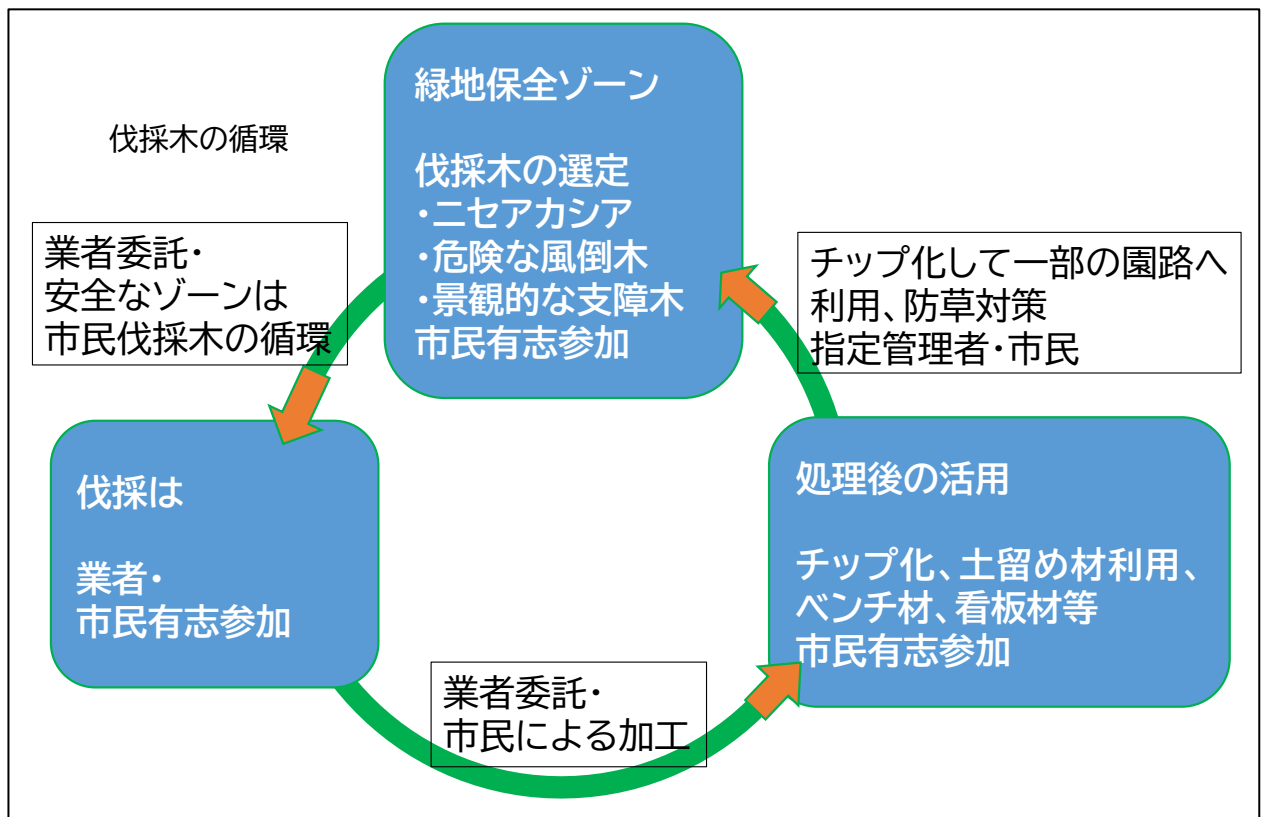
開園当時(平成19年)の緑地保全計画をもとに整備実施するよう提言する。

- (ア) 公園活用ゾーン周辺は里山林として管理する。
- (イ) 生物多様性^{※26}に配慮した維持管理を行う。
- (ウ) 景観に配慮した森林整備を行う。
- (エ) 西側急傾斜地は適切な間伐整備を行い、かん養機能^{※27}を保持する。
- (オ) ニセアカシア林の伐採を計画的に行い、広葉樹林への樹種転換を行う。
- (カ) 外来草本類の駆除(アレチウリ、セイタカアワダチソウ、オオハンゴンソウ等)





イ 緑地保全ゾーンの整備方法と利活用の考え方



採木の選定、伐採、処理を繰り返す行うことが必要であり、自然環境を保全し、活用し、維持を続けるよう提言する。

| |
|--------|
| 庁議資料 |
| 5.5.10 |
| 住民自治局 |

(報告事項)

移住推進の取組みについて

1 趣旨

移住推進の取組状況について報告するものです。

2 移住相談者及び移住者の概況

(1) 移住相談者

直近5年間の移住相談件数(延べ)

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 窓口相談 | 71 | 124 | 100 | 128 | 188 |
| オンライン相談 | 0 | 0 | 60 | 83 | 52 |
| 対面セミナー | 172 | 224 | 0 | 18 | 137 |
| オンラインセミナー | 0 | 0 | 181 | 267 | 179 |
| 電話・メール等 | 72 | 134 | 199 | 275 | 263 |
| 現地案内ツアー | 0 | 10 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 315 | 492 | 541 | 771 | 819 |

(2) 移住者(行政サポートを受けて移住した者、把握分)

ア 直近5年間の移住者数

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|----|----|----|----|
| 世帯数 | 18 | 42 | 22 | 39 | 45 |
| 人数 | 38 | 67 | 50 | 85 | 90 |

イ 平成19年度から令和4年度までの移住者数累計

328世帯672名

(ア) 世帯主の年代

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 合計 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 世帯数 | 32 | 118 | 64 | 45 | 58 | 11 | 328 |
| 世帯割合 | 9.8% | 36.0% | 19.5% | 13.7% | 17.7% | 3.4% | — |

(イ) 世帯主の出身地

| | 関東圏 | 関西・中京圏 | その他 | 合計 |
|------|-------|--------|-------|-----|
| 世帯数 | 198 | 54 | 76 | 328 |
| 世帯割合 | 60.4% | 16.5% | 23.2% | — |

(ウ) 移住地(判明している方のみ)

| | 市街地 | 郊外 | 山間地 | 合計 |
|------|-------|-------|------|-----|
| 世帯数 | 147 | 134 | 28 | 309 |
| 世帯割合 | 47.6% | 43.4% | 9.1% | — |

3 令和4年度の主な取組み

(1) 移住セミナー・移住相談会等

| 日付 | 主催 | 開催場所 | テーマ等 |
|--------|--------------|-------|---|
| 6. 25 | 長野県 | 名古屋 | 楽園信州移住セミナー |
| 7. 23 | 長野県 | 東京 | 信州で暮らす、働くフェア |
| 7. 31 | ふるさと回帰支援センター | 大阪 | おいでや!いなか暮らしフェア |
| 8. 5 | 長野県 | オンライン | 楽園信州移住セミナー The★信州の山 |
| 9. 25 | ふるさと回帰支援センター | 東京 | ふるさと回帰フェア ～地方移住の20年～ 豊かさが実感できる明日の暮らしへ |
| 10. 8 | 長野県 | 大阪 | 楽園信州移住セミナー そろそろ本気で、暮らしたい場所 探しませんか! |
| 10. 15 | 松本地域振興局 | 東京 | 信州まつもと広域圏まるごと移住相談会 |
| 11. 23 | 松本地域振興局 | オンライン | 信州まつもと広域圏まるごと移住体験オンラインツアー |
| 3. 18 | 松本市 | 東京 | 松本で深呼吸!自分らしいライフスタイルに出会うセミナー |

(2) 地元転職支援会社と連携した転職移住支援（松本市主催）

- ア オンライン転職セミナー 転職者対象2回
- イ オンライン企業説明会 転職者対象2回
- ウ オンライン転職個別相談会 転職者対象6回
- エ オンライン採用力強化セミナー 企業向け1回（初開催）

(3) 全国各地の移住相談窓口がある、NPO法人ふるさと回帰支援センター（東京・有楽町）に、松本市の移住情報を発信する常設ブースを設置（令和元年7月～）

(4) 信州大学寄付講義（名称：松本市の魅力発見ゼミ～松本のアンバサダーになろう）

- ア 目的
松本市を知り、まちへの愛着心を育むことで、学生の卒業後の移住促進を図るもの。
- イ 内容
前期授業全15回、対面形式
受講生（3年生1名、2年生1名、1年生34名 計36名）

(5) 短期限定住宅貸付事業（教職員住宅の空室を移住希望者に一定期間貸し付けるもの）

| 令和4年度利用状況（3月31日現在） | 世帯数 |
|--------------------|-----|
| 入居総数 | 4世帯 |
| うち退去後、市内移住 | 2世帯 |
| うち退去後、市外転出（県内） | 0世帯 |
| うち退去後、市外転出（県外） | 1世帯 |
| うち入居中 | 1世帯 |

(6) 課公式LINE、YouTube、Instagramを活用した移住情報の発信

(7) 松本市内の企業を合同就職説明会形式で紹介し、転職移住・新卒就職希望者とのマッチングを図る、オンライン合同企業説明会を開催（3月8日）

(8) 国・県と連携した移住支援金の交付

単身世帯60万、2人以上世帯100万、子育て世代加算30万（子ども1人あたり）

| | |
|----|---------------------|
| 担当 | 移住推進課 |
| 課長 | 長田 由紀子 (内線 1080) |

令和4年度のごみ量等について

1 令和4年度のごみ量、家庭系及び事業系可燃ごみの組成・食品ロス調査結果について

(1) 令和4年度のごみ量

ア 趣旨

本市のごみ排出状況を的確に把握し、今年度も引き続きごみの減量化及び再資源化等に積極的に取り組むため、令和4年度のごみ量の状況等を集計しましたので、報告するものです。

イ ごみ量の状況

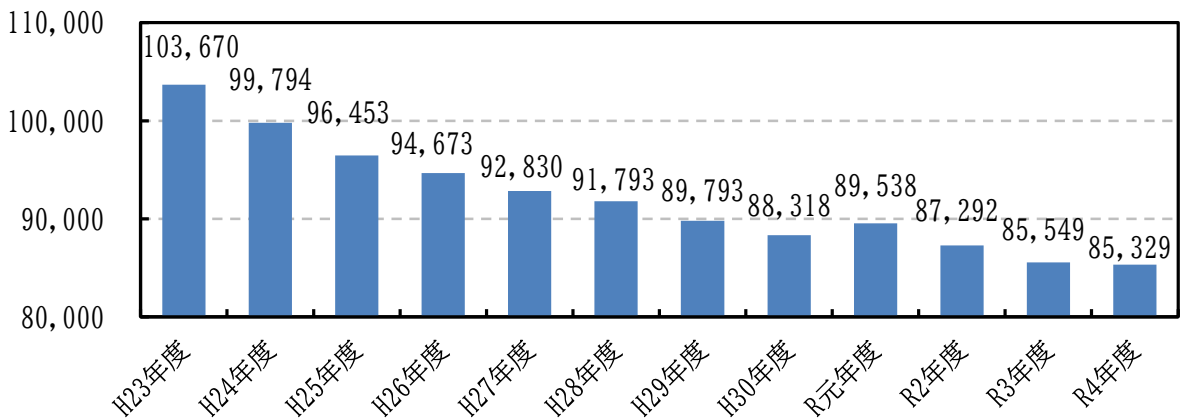
(ア) 令和4年度の実績

a 処理量

| 種別 | 年度 | R3年度 (t) | R4年度 (t) | 増減 | |
|------------------|-----|-------------|-------------|---------|--------|
| | | | | 重量 (t) | 割合 (%) |
| 可燃ごみ | 家庭系 | 36,999.9 | 36,769.9 | △ 230.0 | △ 0.6 |
| | 事業系 | 39,279.5 | 39,495.9 | 216.4 | 0.6 |
| | 計 | 76,279.4 | 76,265.8 | △ 13.6 | △ 0.0 |
| 破砕ごみ | | 281.5 | 303.0 | 21.5 | 7.6 |
| 埋立ごみ | | 754.2 | 715.0 | △ 39.2 | △ 5.2 |
| 資源物 | | 8,233.5 | 8,044.7 | △ 188.8 | △ 2.3 |
| 総ごみ量 | | 85,548.6 | 85,328.5 | △ 220.1 | △ 0.3 |
| 1人1日当たり (g/1人1日) | | 988 | 988 | 0.6 | 0.1 |
| あずさセンター汚泥 | | 324.9 | 337.3 | 12.4 | 3.8 |
| 総合計 | | 85,873.5 | 85,665.8 | △ 207.7 | △ 0.2 |
| 粗大ごみ(台) | | 4,574 | 4,411 | △ 163.0 | △ 3.6 |

b 総ごみ量の推移

[t]



(イ) 現状

- a 総ごみ量は、前年度に比べ約 220 トン (約 0.3 パーセント) の減少となりました。
- b 総ごみ量の減少は、家庭系可燃ごみと資源物の減少によるものです。対照的に、事業系可燃ごみは微増しました。これは、新型コロナウイルス感染症から経済活動が回復したためと考えられます。

※使用している紙は、市役所で発生した使用済古紙を製紙機で再生したものです。

c 資源物（集団回収量を含む。）は、前年度に比べ約 189 トン（約 2.3 パーセント）の減少となりました。

(ウ) 目標値との比較

平成 29 年度末に策定した松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和 9 年度（2027 年度）版）（以下「処理計画」という。）に掲げた令和 4 年度の目標値との比較は、下表のとおりです。

| 区分 | 総ごみ量 | 1人1日 当たりの ごみ 排出量 | 家庭系 ごみ 排出量 | 1人1日 当たりの 家庭系 ごみ 排出量 | 事業系 ごみ 排出量 | 1人1日 当たりの 事業系 ごみ 排出量 | 資源物 + 集団回収 | リサイ クル率 (※1) | 人口 (※2) |
|------------------|--------|---------------------------|------------------|----------------------------------|------------------|----------------------------------|------------------|--------------------|------------|
| | [t/年] | [g/1人1日] | [t/年] | [g/1人1日] | [t/年] | [g/1人1日] | [t/年] | [%] | [人] |
| 計画目標値 (令和4年度) | 81,177 | 948 | 37,549 | 438 | 33,999 | 397 | 9,629 | 12.0 | 234,631 |
| 実績値 (令和4年度) | 85,329 | 988 | 37,289 | 432 | 39,995 | 463 | 8,045 | 9.5 | 236,566 |
| 実績値/目標値 [%] | 105.11 | 104.24 | 99.31 | 98.60 | 117.64 | 116.67 | 83.55 | 79.17 | — |

※1 リサイクル率は、「(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100」で算出しています。

※2 実績値（令和4年度）の人口は、令和4年10月1日付けの公表値

a 家庭系ごみ排出量は、目標値を達成することができました。

b 総ごみ量及び事業系ごみ排出量は、いずれの項目も目標値を達成できませんでした。

c リサイクル率は9.5パーセントであり、目標の12.0パーセントを達成できませんでした。

(エ) 不法投棄

a 発生量

| 種 別 | 年 度 | R 3 年度 | | R 4 年度 | | 増 減 | |
|--------------|---------|--------|----|--------|----|-------|-------|
| | | 件数 | 重量 | 件数 | 重量 | 重量・台数 | 割合(%) |
| 処 理 量 (t) | 可 燃 ご み | | 2 | | 2 | 0 | 0.0 |
| | 不 燃 ご み | 167 | 4 | 233 | 4 | 0 | 0.0 |
| | 合 計 | | 6 | | 6 | 0 | 0.0 |
| 家電4品目(台) | | | 33 | | 52 | 19 | 57.6 |

b 現状

不法投棄の処理量は、前年度と比べて可燃ごみ・不燃ごみはともに同量となり、家電4品目は57.6パーセント増加しています。

(オ) 参考（ごみ量に関する詳細データ）

別紙1のとおり

(2) 令和4年度家庭系及び事業系可燃ごみの組成・食品ロス調査結果について

ア 趣旨

処理計画に基づき、家庭系及び事業系可燃ごみの排出実態を的確に把握し、ごみの減量化及び適正処理につなげるため、組成・食品ロス調査を実施しましたので、その結果について報告するものです。

イ 調査方法

| | 項目 | 内容 |
|-----|------|---|
| (ア) | 調査日 | 令和4年11月21日(月)～令和4年12月8日(木) |
| (イ) | 調査対象 | 家庭系可燃ごみ 事業系可燃ごみ(飲食店、小売店、宿泊施設、集合住宅、事業所) |
| (ウ) | 調査項目 | 組成調査：生ごみ、プラスチック類、紙類、布類、木竹類、ゴム・皮革類、不燃物、金属類及びその他に分類(リサイクルの可否を分類できるものは更に細分化) 食品ロス調査(※)：生ごみを調理くず、食べ残し、手付かず食品、食品以外に分類(食品ロスの割合を算出するため、調理くずのうち可食部や期限付き食品等に、更に細分化) 含有水分量調査：各サンプルを任意の量採取し乾燥させ、湿重量と乾燥重量の差から含有水分量を算出 |

※食品ロス調査は家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ(飲食店、小売店、宿泊施設)を対象に実施

ウ 調査結果(詳細は別紙2のとおり)

(ア) 組成調査

- a 生ごみ以外の内訳は各排出形態によりばらつきがありますが、これまでと同様に小売店では「プラスチック類」、その他の5区分では「紙類」が最も多い割合となりました。
- b 事業系可燃ごみのいずれの排出形態においても、「プラスチック類」の割合が多いことから、産業廃棄物の混入が継続的に見られます。

(イ) 食品ロス調査(家庭系可燃ごみ)

家庭系可燃ごみ全体に占める食品ロスの割合は、昨年度と比べてわずかに減少しました。なお、内訳は「調理くずのうち可食部」が最も高い割合となり、昨年度までと比較しても割合が増加しています。

(ウ) 食品ロス調査(事業系可燃ごみ)

事業系可燃ごみ全体に占める食品ロスの割合は、特に飲食店と小売店において経年的に割合が高い傾向が続いています。令和4年度のいずれの事業形態でも「食べ残し」が15パーセント以上と最も高い割合を示しており、経年的に「食べ残し」の割合が高い傾向が続いています。

(エ) 含有水分量調査

可燃ごみ全体に占める水分量は、生ごみの割合が少ない事業所を除いて35パーセント以上含まれていることから、例年と同様の傾向を示しています。

(3) 今後について

ア 平成30年度以降、処理計画に定めた総ごみ量の目標排出量を未達成の状況が続いていることから、特に目標から乖離している事業系ごみの減量化を推進するため、紙類、剪定枝の搬入規制の実施及び搬入者への効果的な展開検査を行うとともに、事業所や廃棄物処理業者への指導等の更なる強化を図ります。

イ 家庭系ごみについては、食品ロスやリサイクル可能な品目の混入が依然としてあるため、分かりやすい方法で市民のごみ減量・分別意識の向上を図る施策など、「もったいない」をキーワードとした3Rの取組みを引き続き推進します。

ウ 食品ロスについては、家庭系可燃ごみでは令和3年度に引き続き、令和元年度から見て高い割合となっていること、事業系可燃ごみではこれまでと同様に高い割合となっていることから、「松本市食品ロス削減推進計画」に基づき更なる取組みを推進します。

エ 可燃ごみに含まれる水分量を削減するため、イベントなどでの生ごみの水切り袋の配布等により周知啓発を継続して行います。

オ リサイクル可能な品目の混入は、家庭系ごみよりも集合住宅から排出されるごみに多く見られることから、集合住宅の居住者等に対するより効果的な分別促進方法について検討し、ごみの減量化を図ります。

カ 不法投棄については、引き続き警察及び市民と連携・協力し、パトロールの強化、投棄者の発見及び迅速な回収処理に努めるとともに、不法投棄防止の啓発に努めます。

キ 可燃ごみの排出傾向を的確に把握するために重要な組成・食品ロス調査を今後も継続的に実施し、ごみ減量化施策の推進を図るとともに、「松本市食品ロス削減推進計画」の進行管理、食品ロス削減事業及びプラスチック資源一括回収による効果検証にも活用します。

2 プラスチック資源の分別変更に係る現在の状況について

(1) 趣旨

令和5年4月にプラスチック資源（大型プラスチック資源含む。）の分別変更をしてから1カ月が経過したことから、現在の排出状況について報告するものです。

(2) 現状（令和5年4月の排出状況及び前年同月との比較）

| 区 分 | 数量 [t] | | | | 1人1日（収集日数）当たりの収集量 [g/1人1日] | | | | |
|---------------------------------|-----------|----------|---------|--------|-------------------------------|--------|--------|-------|--------|
| | R4.4 | R5.4 | 増減 | 前年比 | R4.4 | R5.4 | 増減 | 前年比 | |
| ① プラスチック資源 (R4.4は容器包装プラスチック) | 69.53 | 88.71 | 19.18 | 27.6% | 14.01 | 18.82 | 4.81 | 34.3% | |
| ② 大型 プラスチック資源 | 収集 | 0 | 15.42 | 15.42 | 100.0% | 0 | 3.27 | 3.27 | 100.0% |
| | 持込 | 0 | 7.19 | 7.19 | 100.0% | 0 | 1.52 | 1.52 | 100.0% |
| ③ プラスチック資源 合計 | 69.53 | 111.32 | 41.79 | 60.1% | 14.01 | 23.61 | 9.60 | 68.5% | |
| ④ 可燃ごみ | 2,870.89 | 2,566.51 | -304.38 | -10.6% | 578.43 | 544.40 | -34.03 | -5.9% | |

※1 令和4年4月の収集日数は21日、令和5年4月の収集日数は20日と違いがあるため、1人1日（収集日数）当たりの収集量を併記しました。

※2 大型プラスチック資源のうち「持込」は、松本クリーンセンターへ直接持込みされたものを民間事業者で再資源化した量で、令和3年度の容器包装プラスチックにおける松本市の搬入割合96.71パーセントにより、実際の搬入量を按分しています。

ア ①プラスチック資源は、前年同月と比べ約19トン増加しました。また、1人1日（収集日数）当たりで比較すると、約34パーセントの増加となりました。

なお、増加した理由は、30センチメートル以下の製品プラスチックが順調に排出されていることに加え、分別が分かりやすくなったことにより容器包装プラスチックの排出量が増えたことによるものと考えられます。

イ ②大型プラスチック資源は、町会ステーションからの収集、松本クリーンセンターへの持込をあわせて、想定を大きく上回る約23トンを再資源化しました。

ウ ④可燃ごみは、1人1日（収集日数）当たりの収集量が前年同月と比べ、約6パーセントの削減となりました。

エ 今回の分別変更により、4月単月で資源化した③プラスチック資源が約42トン増加したことから、松本クリーンセンターにおける可燃ごみ焼却による二酸化炭素排出量を約116トン削減する効果がありました。

(3) 今後について

ア プラスチック資源の分別について、更なる市民周知の徹底を図り、適正な分別排出を促します。

イ 今後も市民にとって分かりやすい排出方法を検討します。

3 令和4年度の製紙機の稼働状況について

(1) 趣旨

職員の紙使用量削減の啓発と市民への環境教育に活かすため、令和元年度に本市の事務事業で発生する廃棄書類から紙を作る製紙機を導入したことから、令和4年度における稼働状況について報告するものです。

(2) 導入した製紙機について

ア 製紙機：セイコーエプソン製 ペーパーラボ（Paper Lab A-8000）

※使用済みの紙を原料として新たな紙を生産する乾式オフィス用製紙機

イ 生産能力等：処理枚数 915 枚／時、生産枚数 720 枚／時

ウ 設置場所：松本クリーンセンター リサイクル棟1階

(3) 経過

元. 6. 製紙機を松本クリーンセンターに設置（7年間のリース契約）
試験稼働を開始

8. 6 庁内において再生紙作成依頼受付を開始（本格運用開始）

(4) 令和4年度の稼働状況

ア 廃棄書類の資源化枚数：1,172,328枚（令和3年度：1,210,003枚）

イ 再生紙生産枚数：611,520枚（令和3年度：675,583枚）

(5) 庁内での活用事例（一部抜粋）

ア 環境・地域エネルギー課：環境教育啓発用冊子

イ 資産税課：家屋調査のパンフレット及びチラシ

ウ 市民課：転入・転出者への案内チラシ

エ こども育成課：まつもと子ども未来委員募集チラシ

オ 梓川小学校、本郷小学校、旭町小学校、波田中学校等：健康観察カード

カ 庄内地区公民館、寿台公民館、笹賀公民館：公民館だより等の配布チラシ

(6) 今後について

ア 庁内での更なる活用の推進を図るとともに、環境教育の一環として市民への啓発に随時活用します。

イ セイコーエプソン株式会社との包括連携協定に基づき、松本観光コンベンション協会において、本製紙機で作成した再生紙を使用した名刺台紙を販売することで、市民等への周知啓発を行います。



担当

環境業務課 課長 林 浩司（内線 531210）

環境・地域エネルギー課 課長 鈴木 博史（内線 1440）

廃棄物対策課 課長 花村 由美（内線 531250）

【ごみの削減に向けたキャッチフレーズ】

減らそう！ 分けよう！ チャレンジ30・10 - 1人1日当たりの事業系ごみ30%・家庭系ごみ10%の削減に向けて -

ごみ量に関する詳細データ

1 令和4年度ごみ処理量詳細

| 種 別 | | 年 度 | R 3年度 (t) | R 4年度 (t) | 増 減 | |
|-------------|----------------|-----|-----------|-----------|---------|--------|
| | | | | | 重量(t) | 割合(%) |
| 可燃ごみ | 家庭系 | | 36,999.9 | 36,769.9 | △ 230.0 | △ 0.6 |
| | 事業系 (一般持込を含む) | | 39,279.5 | 39,495.9 | 216.4 | 0.6 |
| | 計 | | 76,279.4 | 76,265.8 | △ 13.6 | △ 0.0 |
| 破 碎 ご み | | | 281.5 | 303.0 | 21.5 | 7.6 |
| | 破碎ごみのうち、金属資源化量 | | 100.6 | 84.7 | △ 15.9 | △ 15.8 |
| | 〃 小型家電資源化量 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | - |
| 埋 立 ご み | | | 754.2 | 715.0 | △ 39.2 | △ 5.2 |
| 資 源 物 | 金 属 類 | | 694.5 | 622.8 | △ 71.7 | △ 10.3 |
| | 紙 類 | | 2,973.8 | 2,778.8 | △ 195.0 | △ 6.6 |
| | び ん 類 | | 1,526.9 | 1,602.0 | 75.1 | 4.9 |
| | 小 型 家 電 | | 539.7 | 499.3 | △ 40.4 | △ 7.5 |
| | 古 布 | | 124.2 | 182.7 | 58.5 | 47.1 |
| | ペットボトル | | 182.7 | 184.0 | 1.3 | 0.7 |
| | 容器包装プラスチック | | 875.7 | 880.7 | 5.0 | 0.6 |
| | 乾電池、蛍光灯 | | 82.5 | 89.5 | 7.0 | 8.5 |
| | スプレー缶・ライター | | 50.5 | 53.0 | 2.5 | 5.0 |
| | コンクリート製品 | | 21.9 | 19.1 | △ 2.8 | △ 12.8 |
| | 集団回収 | | 1,161.1 | 1,132.8 | △ 28.3 | △ 2.4 |
| | 計 | | 8,233.5 | 8,044.7 | △ 188.8 | △ 2.3 |
| 総 ご み 量 | | | 85,548.6 | 85,328.5 | △ 220.1 | △ 0.3 |
| あずきセンター汚泥 | | | 324.9 | 337.3 | 12.4 | 3.8 |
| 総 合 計 | | | 85,873.5 | 85,665.8 | △ 207.7 | △ 0.2 |
| 粗 大 ご み (台) | | | 4,574 | 4,411 | △ 163 | △ 3.6 |

※可燃ごみ量は、松本クリーンセンターへの搬入量(裏面(1)、松本市の令和4年度可燃ごみ量)から再資源化した紙類及び羽毛ふとん約2.4トンを除いた数値

2 不法投棄詳細

| 種 別 | | 年 度 | R 3年度 | | R 4年度 | | 増 減 | |
|---------------------|---------|-----|-------|----|-------|----|-------|--------|
| | | | 件数 | 重量 | 件数 | 重量 | 重量・台数 | 割合(%) |
| 処 理 量 (t) | 可 燃 ご み | | | 2 | | 2 | 0 | 0.0 |
| | 不 燃 ご み | | 167 | 4 | 233 | 4 | 0 | 0.0 |
| | 合 計 | | | 6 | | 6 | 0 | 0.0 |
| 家電4品目(台) | | | 33 | | 52 | | 19 | 57.6 |
| 家 電 4 品 目 (台) | テ レ ビ | | 16 | | 39 | | 23 | 143.8 |
| | 冷 蔵 庫 | | 10 | | 10 | | 0 | 0.0 |
| | 洗 濯 機 | | 3 | | 2 | | △ 1 | △ 33.3 |
| | エ ア コ ン | | 4 | | 1 | | △ 3 | △ 75.0 |
| | 合 計 | | 33 | | 52 | | 19 | 57.6 |

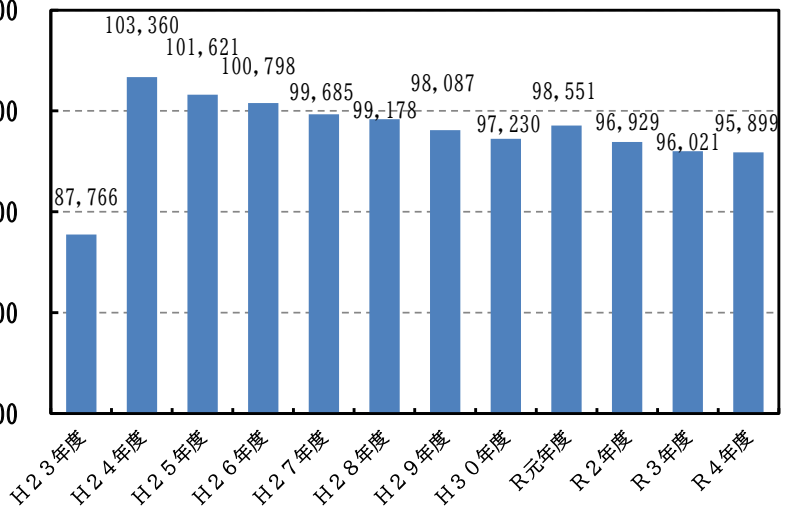
3 松本クリーンセンター搬入量詳細

(1) 令和4年度松本クリーンセンターごみ搬入量

| | | 可燃ごみ | 容器包装 プラスチック | 破碎ごみ | あずき 汚泥 | 合計 | 前年度比 | |
|-----------|------|-----------|----------------|--------|-----------|-----------|----------|--------|
| | | [t] | [t] | [t] | [t] | [t] | [t] | [%] |
| 松本市 | R4年度 | 76,268.25 | 880.73 | 302.97 | 337.25 | 77,789.20 | 25.64 | 0.03 |
| | R3年度 | 76,281.47 | 875.72 | 281.46 | 324.91 | 77,763.56 | | |
| 塩尻市 | R4年度 | 15,050.82 | 0.00 | 11.46 | 0.00 | 15,062.28 | △ 36.46 | △ 0.24 |
| | R3年度 | 15,089.29 | 0.00 | 9.45 | 0.00 | 15,098.74 | | |
| 山形村 | R4年度 | 2,251.28 | 29.31 | 5.42 | 18.75 | 2,304.76 | △ 104.52 | △ 4.34 |
| | R3年度 | 2,357.31 | 28.63 | 5.33 | 18.01 | 2,409.28 | | |
| 朝日村 | R4年度 | 742.33 | 0.00 | 0.50 | 0.00 | 742.83 | △ 6.29 | △ 0.84 |
| | R3年度 | 748.60 | 0.00 | 0.52 | 0.00 | 749.12 | | |
| 合計 | R4年度 | 94,312.68 | 910.04 | 320.35 | 356.00 | 95,899.07 | | |
| | R3年度 | 94,476.67 | 904.35 | 296.76 | 342.92 | 96,020.70 | | |
| 前年度 比較 | 増減量 | △ 163.99 | 5.69 | 23.59 | 13.08 | △ 121.63 | | |
| | 比率 | △ 0.17 | 0.63 | 7.95 | 3.81 | △ 0.13 | | |

(2) 松本クリーンセンター搬入量の推移

| | 搬入量 | 前年度比 | 日平均 |
|-------|---------|-------|-----|
| | [t] | [%] | [t] |
| R4年度 | 95,899 | △ 0.1 | 263 |
| R3年度 | 96,021 | △ 0.9 | 263 |
| R2年度 | 96,929 | △ 1.6 | 266 |
| R元年度 | 98,551 | 1.4 | 269 |
| H30年度 | 97,230 | △ 0.9 | 266 |
| H29年度 | 98,087 | △ 1.1 | 269 |
| H28年度 | 99,178 | △ 0.5 | 272 |
| H27年度 | 99,685 | △ 1.1 | 272 |
| H26年度 | 100,798 | △ 0.8 | 276 |
| H25年度 | 101,621 | △ 1.7 | 278 |
| H24年度 | 103,360 | 17.8 | 283 |
| H23年度 | 87,766 | 2.7 | 240 |



※閏年は、366日で除してあります。

※平成23年度以前の搬入量に、塩尻市・朝日村分は含まれません。

※令和2年度は、長野市の災害廃棄物を搬入した量（可燃ごみ 87.79 トン）を除してあります。

家庭系及び事業系可燃ごみの組成・食品ロス調査結果

単位：割合[%]

| 区分 | 家庭系 可燃ごみ | | | | 飲食店 | | | | 小売店 | | | | 宿泊施設 | | | | 集合住宅 | | | | 事業所 | | | |
|----------------|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------------|------|
| | H30 | R元 | R3 | R4 | H30 | R元 | R3 | R4 | H30 | R元 | R3 | R4 | H30 | R元 | R3 | R4 | H30 | R元 | R3 | R4 | H30 | R元 | R3 ※1 | R4 |
| 可燃ごみ全体に占める割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生ごみ | 38.3 | 38.4 | 49.0 | 38.8 | 50.8 | 64.0 | 53.5 | 56.0 | 60.2 | 60.7 | 73.3 | 51.7 | 68.7 | 50.1 | 46.2 | 49.9 | 31.1 | 39.5 | 51.9 | 40.5 | 18.8 | 19.8 | 13.7 (9.8) | 23.8 |
| 食品ロス | 14.0 | 11.6 | 16.7 | 16.5 | 34.8 | 39.3 | 29.6 | 30.4 | 31.0 | 41.5 | 41.1 | 31.0 | 16.8 | 30.8 | 18.2 | 17.6 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 調理くずのうち可食部 | 5.0 | 7.0 | 6.0 | 10.3 | 2.2 | 5.6 | 4.9 | 4.1 | 1.2 | 6.4 | 4.5 | 2.1 | 2.5 | 3.8 | 2.7 | 0.8 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 食べ残し | 2.3 | 3.6 | 8.9 | 4.1 | 28.5 | 33.7 | 22.0 | 24.5 | 14.3 | 28.9 | 28.7 | 15.3 | 14.2 | 23.3 | 15.5 | 15.9 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 手付かず食品 | 6.7 | 1.0 | 1.8 | 2.1 | 4.1 | 0.0 | 2.7 | 1.8 | 15.5 | 6.2 | 7.9 | 13.6 | 0.1 | 3.7 | 0.0 | 0.9 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 調理くず | 22.9 | 25.4 | 29.4 | 21.2 | 14.9 | 22.3 | 22.1 | 25.0 | 29.2 | 16.5 | 32.2 | 19.8 | 47.8 | 16.8 | 26.7 | 31.1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 食品以外 | 1.4 | 1.4 | 2.9 | 1.1 | 1.1 | 2.4 | 1.8 | 0.6 | 0.0 | 2.7 | 0.0 | 0.9 | 4.1 | 2.5 | 1.3 | 1.2 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 生ごみ以外 | 61.7 | 61.6 | 51.0 | 61.2 | 49.2 | 36.0 | 46.5 | 44.0 | 39.8 | 39.3 | 26.7 | 48.3 | 31.3 | 49.9 | 53.8 | 50.1 | 68.9 | 60.5 | 48.1 | 59.5 | 81.2 | 80.2 | 86.3 (90.2) | 76.2 |
| プラスチック類 | 17.3 | 15.7 | 19.8 | 13.8 | 16.7 | 12.1 | 20.5 | 18.4 | 28.6 | 26.8 | 21.4 | 35.2 | 9.2 | 14.7 | 15.6 | 17.4 | 20.0 | 15.9 | 17.3 | 19.0 | 30.6 | 25.1 | 32.6 (23.4) | 31.5 |
| リサイクル可能な割合 ※2 | 8.3 | 4.8 | 12.4 | 9.7 | 10.2 | 2.0 | 4.1 | 7.7 | 8.2 | 3.2 | 2.1 | 10.6 | 2.0 | 4.4 | 5.7 | 8.2 | 11.8 | 3.9 | 10.7 | 14.3 | 8.7 | 3.1 | 5.1 (3.7) | 6.4 |
| 紙類 | 35.5 | 36.0 | 23.2 | 29.7 | 28.3 | 20.0 | 20.5 | 22.6 | 10.5 | 9.1 | 3.0 | 11.6 | 18.2 | 22.8 | 26.7 | 23.7 | 40.2 | 33.9 | 24.2 | 31.7 | 35.0 | 43.3 | 39.7 (28.5) | 31.8 |
| リサイクル可能な割合 | 19.0 | 13.8 | 10.7 | 19.7 | 8.0 | 5.1 | 3.9 | 2.9 | 2.9 | 2.3 | 0.8 | 4.6 | 5.1 | 3.7 | 8.9 | 12.9 | 20.8 | 16.5 | 14.1 | 21.6 | 14.0 | 11.7 | 26.6 (19.1) | 17.0 |
| 布類 | 1.6 | 3.5 | 1.6 | 14.1 | 0.9 | 1.2 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 0.8 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 3.8 | 2.7 | 4.0 | 4.3 | 6.5 | 2.6 | 3.7 | 5.8 | 2.7 | 6.2 (4.5) | 3.6 |
| リサイクル可能な割合 | 1.6 | 2.5 | 1.6 | 2.7 | 0.0 | 1.2 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 0.8 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 3.2 | 2.7 | 4.0 | 4.2 | 4.5 | 2.5 | 2.9 | 5.8 | 2.7 | 0.9 (0.7) | 0.9 |
| その他（木竹類、金属類等） | 7.3 | 6.4 | 6.4 | 3.6 | 3.3 | 2.7 | 5.3 | 2.8 | 0.7 | 2.6 | 1.8 | 1.5 | 3.9 | 8.6 | 8.8 | 5.0 | 4.4 | 4.2 | 4.0 | 5.1 | 9.8 | 9.1 | 7.8 (33.8) | 9.3 |
| 可燃ごみ全体に占める水分割合 | 42.3 | 46.0 | 45.9 | 53.5 | 57.4 | 57.7 | 46.6 | 54.4 | 48.7 | 46.6 | 54.7 | 43.2 | 64.7 | 50.2 | 48.8 | 46.0 | 41.2 | 44.0 | 50.0 | 37.2 | 31.8 | 32.4 | 20.8 (25.4) | 25.3 |

※1 令和3年度は調査時期が剪定枝の大量に排出される時期と重なったため、「事業所」から排出される可燃ごみには多量の剪定枝が含まれていました。そのため、「事業所」から排出される可燃ごみの調査結果は、木竹類から剪定枝を除いた重量を用いて算出した割合としました。（カッコ書きは、木竹類から剪定枝を除く前の重量から算出した割合を併記したもの）

※2 本市では事業系ごみに含まれるプラスチック類のうち、集合住宅から排出されるもの及び事業形態に関わらず個人消費のものは一般廃棄物に該当します。そこで、事業系ごみにおいても、一般廃棄物のリサイクル可能な割合を把握できる可能性があるため分類したものです。